

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

F-245 ジピリダモール製剤(ネフローゼ症候群)の算定について

《令和 7 年 3 月 6 日新規》

○ 取扱い

ネフローゼ症候群に対するジピリダモール製剤（ペルサンチン錠等）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

ジピリダモール製剤（ペルサンチン錠等）は、抗血小板作用をはじめ、血栓・塞栓抑制作用、尿蛋白減少作用、腎機能改善作用等を有する医薬品で、添付文書の効能・効果の一つに「次の疾患における尿蛋白減少：ステロイドに抵抗性を示すネフローゼ症候群」と記載されている。

頻回再燃型を除いた多くのネフローゼ症候群は糸球体の器質的病変に起因しており、持続性でステロイド抵抗性であるが、当該薬剤は薬理作用より判断して有用である。

以上のことから、ネフローゼ症候群に対するジピリダモール製剤（ペルサンチン錠等）の算定は、原則として認められると判断した。